

くらしでんき料金表
[低 圧]

ソフトバンクでんき（Powered by SB パワー）

令和 4 年 11 月 1 日実施

SB パワー株式会社

くらしでんき 料金表[低圧]

目 次

1	対象となるお客さま	1
2	料金表等の変更	1
3	電気料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	北海道電力エリアの場合の電気料金	1
	(1) 従量電灯 B.....	1
	(2) 従量電灯 C.....	2
5	東北電力エリアの場合の電気料金.....	2
	(1) 従量電灯 B.....	2
	(2) 従量電灯 C.....	3
6	東京電力エリアの場合の電気料金.....	3
	(1) 従量電灯 B.....	3
	(2) 従量電灯 C.....	4
7	中部電力エリアの場合の電気料金.....	4
	(1) 従量電灯 B.....	4
	(2) 従量電灯 C.....	5
8	関西電力エリアの場合の電気料金.....	5
	従量電灯 A.....	5
9	中国電力エリアの場合の電気料金.....	6
	従量電灯 A.....	6
10	四国電力エリアの場合の電気料金.....	6
	従量電灯 A.....	6
11	九州電力エリアの場合の電気料金.....	6
	(1) 従量電灯 B.....	6
	(2) 従量電灯 C.....	7
12	沖縄電力エリアの場合の電気料金.....	7
	従量電灯	7
13	解約事務手数料	7
14	請求書発行手数料.....	8
15	燃料費調整.....	8
16	その他.....	9
附	則.....	10

くらしでんき 料金表 [低圧]

1 対象となるお客さま

このくらしでんき料金表 [低圧] (以下「このくらし料金表」といいます。) は、電気需給約款 [低圧] (以下「需給約款」といいます。) が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、このくらし料金表を変更する場合には、需給約款第 2 条 (需給条件の変更) を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、需給約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、このくらし料金表または需給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のくらし料金表または需給約款によります。

3 電気料金単価に係る消費税等相当額

このくらし料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、() 内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	310円00銭 (341円00銭)
契約電流 15 アンペア	465円00銭 (511円50銭)
契約電流 20 アンペア	620円00銭 (682円00銭)
契約電流 30 アンペア	930円00銭 (1,023円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,240円00銭 (1,364円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,550円00銭 (1,705円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,860円00銭 (2,046円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円58銭 (23円73銭)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26円69銭 (29円35銭)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29円35銭 (32円28銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	228 円 00 銭 (250 円 80 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	310 円 00 銭 (341 円 00 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円58銭 (23円73銭)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26円69銭 (29円35銭)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29円35銭 (32円28銭)

5 東北電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	300円00銭 (330円00銭)
契約電流 15 アンペア	450円00銭 (495円00銭)
契約電流 20 アンペア	600円00銭 (660円00銭)
契約電流 30 アンペア	900円00銭 (990円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,200円00銭 (1,320円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,500円00銭 (1,650円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,800円00銭 (1,980円00銭)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円72銭 (18円39銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円34銭 (24円57銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円29銭 (27円81銭)

ハ 最 低 月 額 料 金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	238 円 00 銭 (261 円 80 銭)
---------	-------------------------

(2) 従 量 電 灯 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	300 円 00 銭 (330 円 00 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円72銭 (18円39銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円34銭 (24円57銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円29銭 (27円81銭)

6 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	260円00銭 (286円00銭)
契約電流15アンペア	390円00銭 (429円00銭)
契約電流20アンペア	520円00銭 (572円00銭)
契約電流30アンペア	780円00銭 (858円00銭)
契約電流40アンペア	1,040円00銭 (1,144円00銭)
契約電流50アンペア	1,300円00銭 (1,430円00銭)
契約電流60アンペア	1,560円00銭 (1,716円00銭)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円90銭 (19円68銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円35銭 (25円68銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円40銭 (29円04銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	214 円 40 銭 (235 円 84 銭)
---------	-------------------------

(2) 従 量 電 灯 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	260 円 00 銭 (286 円 00 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円90銭 (19円68銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円35銭 (25円68銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円40銭 (29円04銭)

7 中部電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	260円00銭 (286円00銭)
契約電流15アンペア	390円00銭 (429円00銭)
契約電流20アンペア	520円00銭 (572円00銭)
契約電流30アンペア	780円00銭 (858円00銭)
契約電流40アンペア	1,040円00銭 (1,144円00銭)
契約電流50アンペア	1,300円00銭 (1,430円00銭)
契約電流60アンペア	1,560円00銭 (1,716円00銭)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円93銭 (20円82銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円50銭 (24円74銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円58銭 (27円03銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	234 円 77 銭 (258 円 24 銭)
---------	-------------------------

(2) 従 量 電 灯 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	260 円 00 銭 (286 円 00 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円93銭 (20円82銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円50銭 (24円74銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円58銭 (27円03銭)

8 関西電力エリアの場合の電気料金

従 量 電 灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	310円01銭 (341円01銭)
電 力 量 料 金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円28銭 (20円10銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円67銭 (24円93銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円79銭 (27円26銭)

9 中国電力エリアの場合の電気料金

従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	306円25銭 (336円87銭)
電 力 量 料 金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円69銭 (20円55銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円20銭 (26円61銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円53銭 (28円08銭)

10 四国電力エリアの場合の電気料金

従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374円00銭 (411円40銭)
電 力 量 料 金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円33銭 (20円16銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円80銭 (26円18銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円34銭 (28円97銭)

11 九州電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	270円00銭 (297円00銭)
契約電流 15 アンペア	405円00銭 (445円50銭)
契約電流 20 アンペア	540円00銭 (594円00銭)
契約電流 30 アンペア	810円00銭 (891円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,080円00銭 (1,188円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,350円00銭 (1,485円00銭)
契約電流 60 アンペア	1,620円00銭 (1,782円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15円71銭 (17円28銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20円33銭 (22円36銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22円50銭 (24円75銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	286 円 18 銭 (314 円 79 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	270 円 00 銭 (297 円 00 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15円71銭 (17円28銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20円33銭 (22円36銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22円50銭 (24円75銭)

12 沖縄電力エリアの場合の電気料金

従量電灯

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	365 円 82 銭 (402 円 40 銭)
電 力 量 料 金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20円66銭 (22円72銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25円12銭 (27円63銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26円31銭 (28円94銭)

13 解約事務手数料

需給約款第 43 条（解約事務手数料の申受け）に該当する場合の解約事務手数料は、次の金額といたします。

1 需給契約につき	500 円 00 銭 (550 円 00 銭)
-----------	-------------------------

14 請求書発行手数料

お客さまが書面による電気料金に係る請求書の発行を希望される場合は、次の金額を申し受けます。また、当該請求書発行手数料は、原則として当該月の電気料金とあわせて請求いたします。

請求書 1 通につき	100 円 00 銭 （110 円 00 銭）
------------	-------------------------

15 燃 料 費 調 整

需給約款別表 2（燃料費調整）における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

〔付 表〕

供 給 区 域	α 、 β および γ の値	基 準 単 価 〔1 キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基 準 燃 料 価 格
北海道電力 エリア	$\alpha = 0.4699$	19 銭 7 厘	37,200 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.7879$		
東北電力エリア	$\alpha = 0.1152$	22 銭 1 厘	31,400 円
	$\beta = 0.2714$		
	$\gamma = 0.7386$		
東京電力エリア	$\alpha = 0.1970$	23 銭 2 厘	44,200 円
	$\beta = 0.4435$		
	$\gamma = 0.2512$		
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45,900 円
	$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$		
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘 (2 円 47 銭 5 厘)	27,100 円
	$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$		
中国電力エリア	$\alpha = 0.1543$	24 銭 5 厘 (3 円 68 銭 0 厘)	26,000 円
	$\beta = 0.1322$		
	$\gamma = 0.9761$		
四国電力エリア	$\alpha = 0.2104$	19 銭 6 厘 (2 円 15 銭 4 厘)	26,000 円
	$\beta = 0.0541$		
	$\gamma = 1.0588$		

九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27,400 円
	$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$		
九州電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 3 厘	52,500 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
沖縄電力エリア	$\alpha = 0.2410$	31 銭 6 厘 (3 円 15 銭 7 厘)	25,100 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 1.1282$		

*九州電力エリアの燃料費調整は、九州本土と離島の「燃料費調整額」として合算して請求いたします。

16 そ の 他

このくらし料金表において定義のない言葉の意味およびこのくらし料金表に定めのないその他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

また、このくらし料金表は令和 4 年 11 月 1 日より適用とし、令和 4 年 10 月末までの使用電力量については、くらしでんき料金表[低圧]（令和 3 年 12 月 15 日実施）を適用して燃料費調整額を算定するものといたします。

附 則

1 実施期日

このくらし料金表は、令和4年11月1日から実施いたします。



令和4年11月1日



東京都港区海岸一丁目7番1号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代表取締役社長 中野 明彦
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕

